大阪府条例第　　　号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条　大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （教育及び保育に直接従事する者の数）  第四条　（略）   |  |  | | --- | --- | | 区　　　　分 | 教育及び保育に直接従事する者の数 | | （略） | （略） | | 満三歳以上満四歳未満の子ども | おおむね十五人につき一人以上 | | 満四歳以上の子ども | おおむね二十五人につき一人以上 |   ２・３　（略）  （職員）  第三十二条　（略）  ２　（略）  ３　（略）   |  |  | | --- | --- | | 園児の区分 | 員数 | | （略） | （略） | | 満三歳以上満四歳未満の園児 | おおむね十五人につき一人 | | 満四歳以上の園児 | おおむね二十五人につき一人 |   　備考　（略）  ４―７　（略） | （教育及び保育に従事する者の数）  第四条　（略）   |  |  | | --- | --- | | 区　　　　分 | 教育及び保育に従事する者の数 | | （略） | （略） | | 満三歳以上満四歳未満の子ども | おおむね二十人につき一人以上 | | 満四歳以上の子ども | おおむね三十人につき一人以上 |   ２・３　（略）  （職員）  第三十二条　（略）  ２　（略）  ３　（略）   |  |  | | --- | --- | | 園児の区分 | 員数 | | （略） | （略） | | 満三歳以上満四歳未満の園児 | おおむね二十人につき一人 | | 満四歳以上の園児 | おおむね三十人につき一人 |   　備考　（略）  ４―７　（略） |
|  |  |

（大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条　大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－７

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （職員）  第四十七条　（略）  ２　前項の保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、一の保育所につき二人を下回らないものとする。  ３　（略） | （職員）  第四十七条　（略）  ２　前項の保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一の保育所につき二人を下回らないものとする。  ３　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

２　子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、当分の間、第一条の規定による改正前の大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項の規定は、なおその効力を有するものとし、第一条の規定による改正後の大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第四条第一項の規定は、適用しない。

３　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある幼保連携型認定こども園については、当分の間、旧条例第三十二条第三項の規定は、なおその効力を有するものとし、新条例第三十二条第三項の規定は、適用しない。

（大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

４　保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある保育所については、当分の間、第二条の規定による改正前の大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項の規定は、なおその効力を有するものとし、第二条の規定による改正後の大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項の規定は、適用しない。

１－８